

(公開用 会議録原本と一部異なる場合があります)

令和6年

第3回東栄町議会定例会 会議録

(第4日)

令和6年9月20日(金)

令和6年第3回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和6年9月20日（金） 開議 午前10時00分
散会 午後 0時27分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	岡田守		
総務課長	伊藤太	会計管理者兼税務会計課長	藤田智也
生活環境課長	伊藤仁寿	福祉課長	亀山和正
経済課長	佐々木豊	建設課長	原田経美
教育課長	青山章	診療所事務長	高尾公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 加藤寿基

令和6年第3回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|-----------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 委員長報告 | |
| 日程第 2 | 認定案第 1 号 | 令和5年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定案第 2 号 | 令和5年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4 | 認定案第 3 号 | 令和5年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 認定案第 4 号 | 令和5年度東栄診療所特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 認定案第 5 号 | 令和5年度東栄町御殿財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 認定案第 6 号 | 令和5年度東栄町本郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 認定案第 7 号 | 令和5年度東栄町下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 9 | 認定案第 8 号 | 令和5年度東栄町園財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 10 | 認定案第 9 号 | 令和5年度東栄町三輪財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 11 | 認定案第 10 号 | 令和5年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 12 | 認定案第 11 号 | 令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 13 | 認定案第 12 号 | 令和5年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 14 | 認定案第 13 号 | 令和5年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 15 | 議案第 40 号 | 東栄町個人番号の利用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 16 | 議案第 41 号 | 東栄町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 17 | 議案第 42 号 | 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第 18 | 議案第 43 号 | 令和6年度東栄町一般会計補正予算（第4号）について |
| 日程第 19 | 議案第 44 号 | 令和6年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 20 | 議案第 45 号 | 令和6年度東栄診療所特別会計補正予算（第1号）について |

日程第 2 1	議案第 4 6 号	令和 6 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号） について
日程第 2 2	議案第 4 8 号	令和 6 年度東栄町一般会計補正予算（第 5 号）について
日程第 2 3	議案第 4 7 号	ガザ地区における人道上の危機的状況の改善と速やかな停戦 の実現を求める決議（案）について
日程第 2 4	意見書第 1 号	ガザ地区における人道上の危機的状況の改善と速やかな停戦 の実現を求める意見書（案）の提出について
日程第 2 5	意見書第 2 号	定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の 堅持及び拡充を求める意見書（案）の提出について
日程第 2 6	議案第 4 9 号	東栄町体験交流館のき山学校改修工事請負契約について
日程第 2 7		議会運営委員会の閉会中の継続審査について

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから本日の会議を開きます。ただいまの出席議員数は8名です。定足数に達しています。

----- 議事日程の報告 -----

議長（加藤彰男君）

はじめに本日の議会運営並びに議事日程について議会運営委員長から報告致します。
議会運営委員長。

議会運営委員長（伊藤真千子君）

議会運営委員長から報告します。本定例会の本日の議会運営について9月19日に議会運営委員会を開催しましたので報告させていただきます。本日の案件は委員会付託された認定案13件、議案10件、意見書2件、そして継続審査申し出1件であります。日程第1委員長報告は従来通りです。議案審議につきましては配布してあります議案審議一覧表の通りです。日程第2認定案第1号から日程第14認定案第13号までの議案はそれぞれ上程し討論、本日採決をお願いします。日程第6認定案第5号から認定案第10号までの6議案は一括で上程し採決を行います。続いて日程第15議案第40号から日程第23議案第47号までの9案件は討論、採決と1件ごとに行います。日程第24意見書1号と日程第25意見書第2号は1件ごとに上程し討論、採決を行います。日程第26議案第49号は単独で上程し討論、採決を行います。日程第27は議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出となります。本日も議会運営にご協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長（加藤彰男君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議事日程で進めますのでよろしくお願いいたします。

----- 委員長報告 -----

議長（加藤彰男君）

これより日程に入ります。

はじめに日程第1委員長報告をいたします。去る9月9日の本会議におきまして各委員会に付託しました案件の審査結果について各委員長の報告を求めます。はじめに決算特別委員委員長からお願い致します。

決算特別委員長（村本敏美君）

東栄町議会決算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。去る9月9日の本会議にお

きまして本委員会に付託された付議事件は、認定案第1号令和5年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定案第13号令和5年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの13件であります。なお第1回の決算特別委員会において私が委員長、岡田浩二委員が副委員長に選定されております。9月13日午前10時より当会議室において第2回決算特別委員会を開催致しました。出席者は議会側は委員全員と議長、執行部は町長はじめ副町長、教育長、各課長、課長補佐、係長の出席のもと慎重審査を致しました。以下審査の結果をご報告致します。なお本委員会は議員全員で構成され全員の方が出席されておりますので質疑等の詳細は省略させていただきます。まず初めに認定案第1号令和5年度東栄町一般会計歳入歳出決算について、認定案第4号令和5年度東栄診療所特別会計歳入歳出決算認定について、認定案第11号令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定案第12号令和5年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定案第13号令和5年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については討論、採決の結果賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。次に認定案第2号令和5年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定案第3号令和5年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。次に認定案第5号から認定案第10号までの令和5年度各財産区特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行い、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。以上で決算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（加藤彰男君）

決算特別委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切ります

次に常任委員長よりお願いいたします。

常任委員長。

常任委員長（岡田浩二君）

東栄町議会常任委員会の委員長報告をさせていただきます。9月17日火曜日午前10時から常任委員会を開催致しました。出席者は議会側は委員全員と議長、執行部より町長、副町長、教育長はじめ担当課長、課長補佐、係長の出席を頂き慎重審査を致しました。本委員会には議案第40号東栄町個人番号の利用等に関する条例の一部改正について、議案第41号東栄町国民健康保険条例の一部改正について、議案第42号東栄町後期高齢者医療広域連合規約の変更について、議案第43号令和6年度東栄町一般会計補正予算第4号について、議案第44号令和6年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、議案第45号令和6年度東栄診療所特別会計補正予算について、これは第1号であります。議案第46号令和6年度東栄町簡易水道事業補正予算第2号について、議案第47号ガザ地区における人道上的危機的な状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議案について、議案第48号令和6年度東栄町一般会計補正予算

第5号について、陳情第14号ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府要求する意見書の提出を求める陳情について、陳情第17号定数改善計画の早期策定実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について、以上の9議案と陳情2件の合計11件が付託されました。委員会審査の結果議案第45号、46号の2案件については全会一致、議案第40号、第41号、第42号、第43号、第44号、第48号の6案件は賛成多数で原案通り可決すべきものと決定されました。また議案第47号は修正案が動議として提出され審査の結果修正案を議案提出者も含め全会一致で可決致しました。本日議案提出者も含め委員全員を提出者とする議案とする議案といたします。その後審査をした陳情第14号も賛成多数で可決致しましたので、議案第47号の決議を国に対する意見書として本日追加上程いたします。また陳情第17号についても審査の結果全会一致で採択しましたので本日第14号と同様に意見書として追加上程いたします。なお本委員会議員全員で構成され全員が出席しておりますので質疑討論等の詳細は省略させていただきます。以上で常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（加藤彰男君）

常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で委員会の報告を終了いたします。

----- 認定案第1号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第2、認定案第1号「令和5年度東栄町一般会計歳入歳出決算について」を議題といたします。

これより討論に入ります。なお発言においては会議規則第52条において発言はすべて簡明にするものとし、また議題の範囲にする旨の内容となっております。会議規則に沿って発言をお願い致します。

それでは討論はございませんか

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党浅尾もと子でございます。令和5年度東栄町一般会計歳入歳出決算について反対の立場で討論致します。令和5年度の決算は歳入が40億8,117万円、歳出38億3,672万円でした。これまで村上町長が進めてきた保育園建設5億円、防災行政無線6億円、複合施設ひだまりプラザ12億円など大型ハコモノ事業が終了した後も町の決算額は高止まりしております。一方町が示した自治体の財政力指数は0.18で引き続き愛知県で最も低い値となっております。借金の返済額である公債費は8年連続増加し4億4,680万円になりました。町の町税収入が3億1,050万円であることを鑑みると、借金返済がそれを上回る異常な事態が続いております。

す。この借金返済額の増加が影響して経常収支比率を2年度連続で押し上げ83.5%となりました。財政は硬直化に向かっていると考えます。町の歳入にしめる依存財源は71.6%、そして歳入全体の47.9%を占める地方交付税の増加を見込むことができないという状況で今後も町の財政の余裕はなくなると考えられます。こうしたことを踏まえ私は本決算について町民の福祉の向上と民主主義の観点から以下5点反対理由を述べたいと思います。まず1点目は、違法の疑いのある個人請負契約をやめ最賃割れの時給扱いを改めるべきだという点です。東栄町では近年近隣市町村に例のない住民個人に対する業務委託が行われてきました。チームワークで行われる公務に指揮命令権が及ばない個人請負はなじみません。にもかかわらず町は令和5年度にとうえい保育園の園長を突如個人委託に転換するという異常な事態となりました。園長は令和6年度には会計年度任用職員に改めましたが、この令和5年度決算にはこの他少なくとも放課後児童クラブ支援員8人、子育て支援センター支援員8人、保育士1人、調理師2人、併せて19人もの個人に対する業務委託料が含まれていることが確認できました。いずれの方々もその勤務の実態は町職員の指揮命令の下で他の町職員と一緒に働く労働者であり個人請負とすることは違法な偽装フリーランスにあたる可能性が高いと考えます。また19人の多くは1時間当たりの委託料が最低賃金に設定されています。町の子供たちの命や食の安全を守る職務の重要性を鑑みれば給与や時給を大幅に引き上げるべきだと提案します。また町が公共施設の清掃などの業務を委託している町のシルバー人材センターでは、会員1時間あたりの配分金の賃金割れが横行していることもわかりました。最低賃金が支払える委託料を町が支払うべきだと考えます。このように町が町民、労働者を1円でも安く働かせようとする姿勢ではかえって町内の購買力を衰えさせ地域経済を冷え込ませていると指摘したいと思います。2点目は村上町長に不都合な真実な隠ぺいをやめ町民の納得を得ることを求めたいと思います。まずこの問題での1つ目、町昨年8月地方公務員法にかかる訴訟を起こされていたことが今回の議会で明らかになりました。しかし町は訴訟のための費用55万円を顧問弁護士と同じ予算項目に紛れ込ませ、さらに当初予算で不足する金額について同じ予算節である運転代行業務委託料から流用して補うことで結果的に1年間にわたって議会でこの訴訟が発覚することを遅らせました。令和3年に起こされた住民訴訟では、町は補正予算を専決処分したうえで議会に報告していたことを踏まえれば町が今回秘密裏に訴訟費用を執行したことは問題です。続いて若者たちの東栄町離れという問題について取り上げたいと思います。今回の決算で町が独自に行っている奨学金ですね、医療介護等就学資金貸付金の貸付実態が0人であることがわかりました。また、前年度までに町から資金を借りていた2名の方が町内での就職を断念し120万円を返還していたことも決算でわかりました。これで就学資金を受けて町内で採用を目指す学生は0人となりました。しかし町はこの結果をですね、これまで掲載してきた成果報告書からこの就学資金のページを削除し事実を見えなくしてしまいました。町の若者たちが故郷での就労をあきらめるような現実本当に深刻だと思います。しかしこの深刻な現実を町民と一緒に直視して改善の道を一緒に探るべきだと訴えたいです。続いて温泉の経営についてです。今年5月とうえい温泉の代表取締役社に就任した副町長が今決算では、決算議会では私が温泉にかかる収支を質問した際に答弁を拒否したことも重大な問題です。温泉施設費は今年度3,453万7千円にも及びます。温泉が東栄町に支払うべき納付金1,800万円は今年度も免除されたままです。町は議

員が役員報酬や職員報酬等給与等を質疑するたびに株式会社とうえいが決めることという答弁を連発し答弁を拒否してきました。しかし国総務省の第三セクター等の経営健全化等に関する指針によれば、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要であるとしております。多額の公金を支出し、いよいよ債務超過に陥った温泉経営の実態をブラックボックスのまま放置することは許されません。村上町長は町にとって不都合な真実であっても直視し隠すことなく町民に開示すべきです。いよいよ厳しくなる財政の中、町民の納得、合意抜きに今後の財政運営はできないことを指摘しておきます。続いての3点目は町民職員の命を守る防災対策を怠ったことであります。令和5年度中に発生した能登半島地震では老朽化した木造家屋が崩壊し多くの犠牲者が出ました。それを受けて村上町政の災害に対する脆弱さが改めて指摘されています。町は防災行政無線のデジタル化と同時に戸別受信機の全戸配布を廃止しました。新城以北で戸別受信機を配布していない自治体、東栄町だけとなっております。昨日までに町総務課に伺いますと町民宅に設置された戸別受信機はわずか75台ということでありました。多くの町民が緊急時の情報伝達に不安を抱いています。地震の備えは町内で進んだでしょうか。中部9県で最も木造住宅耐震化率が低い東栄町でしかし令和5年度に木造住宅耐震改修費補助金を利用した町民はいなかったということがわかりました。木造住宅耐震化町がもっともっと町が力をいれていくべきだと思います。また町内5地区では耐震基準を満たす避難所が1つもないということがわかりました。そして何より築65年というこの東栄町役場本庁舎は耐震化の能力であるIS値が最低0.03という異常な耐震性の低さが情報公開で明らかになり、ひとたび地震が起きれば防災拠点が失われるのみではならず災害対応にあたるべき多くの職員を死傷させる恐れがあります。それにも関わらず村上町長は現庁舎の耐震化を放置し令和5年度には旧小学校の解体に向けた設計を行っていました。旧小学校の用地が新庁舎建設地の候補地となるとの答弁もありました。私はいま現在危険にさらされている職員の皆さんと町民の皆さんの声明を守ることよりも遠い将来に新たなハコモノを建てるということの評価せざるを得ません。診療所建設等で一般会計の基金積立金の残高は令和3年度から5億7,600万円減少しております。そして村上町長は庁舎等建設基金の積み立てを平成28年度を最後に行ってきたませんでした。今議会の私の質疑で目的基金を積み立てる状況ではないと答弁する一方で財政調整基金の使用にも言及したこと極めて重要だと思います。町は旧東栄病院を廃止し清算金10億8,800万円を条例に反して一般会計に繰り入れ財政調整基金に充てました。その財政調整基金を新庁舎建設の資金不足の補填に充てることは絶対に許されません。最後の4点目は賑わいは生み出されているかという点です。町は今年度実施したプレミアム付き商品券事業は事業総額が2,274万円でしたが商品券の購入者がお得に買い物をする事ができるプレミアム分はこの内の1,238万円でありました。私はその他このプレミアム分がですね、全体の54.5%に過ぎないということ問題だと思います。残りの45.5%は販売にかかる諸経費コストであります。これだけのお金を使うのであればもっと直接的に町民や事業者支援にできたからと考えるからです。町の答弁によりますと観光協会への業務委託料のうち人件費は日額2万円とのことでありました。しかし先ほど述べたように最低賃金ばかりで働かせている東栄町の業務委託と比べるとときあたりに高額に感じてしまいます。そして事業の購入

者の3割が町外の在住者であったこと、またイベントに出店した町外の事業者のお店で買い物に使われた商品券が約2割あったということも伺いました。事業の目的は町民の生活支援や町内の事業者支援だったのではないのでしょうか。また町は様々なイベント観光事業に力を入れ職員の皆さんがそれを支えておられます。しかしイベント等での一時的な賑わいのために税金や労力を注ぐことより町内の事業者の皆さんが事業を継続していけるその支援、後継者づくりの支援こそ必要ではないのでしょうか。また令和5年度はまちなかバスの評価が問われる年でありました。町営バス運行管理委託料は4,373万円です。路線バス、予約バスの乗客数は併せて2,9147人、前年度から1,995人6.4%も減少しております。町が新たに始めた1日乗車券による乗降回数は年間で111件だったと答弁がありました。1日乗車券は3回以上乗車して初めて割安となることから購入者は年間37人以下であると推測されます。町民はまちなかを周遊するより分かりやすい時刻表、分かりやすい運行表で目的地まで迷わずつくこと相乗りもできる予約バスまたバスの増便も求めていると考えます。以上令和5年度の決算、私にとってあらゆる面で村上町政の行き詰まりを感じさせるものだったと指摘して討論を終わります。

議長（加藤彰男君）

反対討論が終わりました。

賛成討論。

櫻井議員。

4番（櫻井孝憲君）

令和5年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で発言させていただきます。本町の財政状況は厳しい中東栄町総合計画の目標、暮らし続けられる町を未来につなぐことを目標に主要施策の成果報告書の説明等がありました。子供からお年寄りまで住み慣れた地域や自宅で安全安心かつ健康で暮らし続けられるよう、また町内への人の流れを生かして事業者が利益を上げ暮らしに必要な商業や産業が持続する町を目指しました。さらに6月の豪雨により被害を受けた町道下古戸浅井線の復旧工事への対応も素早く地域の住民の方も安心しておられました。財政指標の推移ですが経常収支比率は前年度から4.1ポイント上昇し、83.5%となりました。近年は80%前後で推移していますが安定した財政運営していくためにも支出の内容の見直しや縮減など取り組みが必要だと思います。ですが、財政運営にも支障をきたすものではないと判断し東栄町一般会計歳入歳出決算に賛成します。以上です

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより認定案第1号の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

着席してください。起立5名賛成多数です

認定案第1号は原案のとおり認定されました

----- 認定案第 2 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 3、認定案第 2 号「令和 5 年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

日本共産党浅尾もと子です。国民健康保険特別会計決算に反対する討論を行います。反対の理由はですね主に 4 点ございます。まず 1 点目はこの議会の本日の開会前にご説明頂きました町社会福祉協議会への保健福祉センター賃貸料の減免について不自然な減免についてと題してお話し致します。町は令和 4 年 10 月末社会福祉協議会への保健福祉センターの賃貸料を 22 年間で支払総額 5,384 万円とする賃貸借契約書を結びました。しかし翌年令和 5 年 3 月 27 日には支払総額を 1,857 万円に改め旧契約から 3,526 万円、実に 65%を減額する契約変更を行っていたことが情報公開請求による町の資料により初めてわかりました。町は契約変更までに経過した期間についても変更後の賃貸料を遡って減免しております。町は今議会で賃貸料の減額について国保調整交付金国の補助金の交付があったためだと説明されました。しかし保健福祉センター整備にかかる同交付金の金額が 1 億 6,560 万 9 千円であり社会福祉協議会の施設に対する専有面積 8.9%を乗じた賃貸料の減額効果を試算しますと総額 1,400 万円程度にならないのではないかと考え、私が再度福祉課にお尋ねしたところ施設建設のために借入れた地方債についても地方交付税としてかえってくるとして借入額の 7 割分を建物価格から減額したということをおっしゃいました。本日の答弁では今回の減額の中には地方交付税が含まれていないということでしたが、またすでに契約した中から引かれているというご発言もありましたので実際のこの交付税分が減額されている可能性があると考え以下お話し致します。地方自治法 96 条 1 項 6 号、同 237 条第 2 項にはですね普通財産の賃貸借契約は条例又は議会の議決による場合を除き適正な賃料によらなければならないと定めています。この適正な賃料とは原則として時価であると解されております。仮に東栄町が地方交付税の歳入額を減ずるという対応をしたということそれは適正な賃料と呼べるのか私の中では疑問が残りました。なぜなら近隣の自治体の議員にお尋ねしてもですねそんなことも聞いたこともないとおっしゃるからです。そしてなにより町は従来地方交付税の算入額について病院事業等固有の事業のための特定財源とはみなしてきませんでした。令和 4 年 3 月の予算特別委員会では伊藤克明副町長がこのような述べています。確かに診療所があるからそういうものが算定されたとかこういう借金したからそういうものがありますよというそれが出てきますが、それらを含めてそういう形で一般財源として取り扱いさせて頂きしている。と述べています。つまり診療所や過疎債等が交付税算入の対象になっても町はその地方交付税について個別事業の財政である特定財源とはせず、なんでも使える一般財源として取り扱うという趣旨の発言だと認識しています。ですからもし仮に、

東栄町が外郭団体である社会福祉協議会への賃貸料を減額する目的で地方債の交付税算入額の全額を一般財源として認め建物価格から差し引くという取り扱いをしていたとすれば、公平性欠くものにならないかと感じます。何よりここで指摘したいのは社会福祉協議会との2度の契約、大幅な賃借料の減免という措置が議会に説明なく行われてきたことです。これは民主主義を揺るがす大問題であり、再検討を求めたいと思います。2点目は保健福祉センターで町の保健福祉が前進したかどうかという点です。町は今年度これまでは毎年行ってきた運動器検診を1年おきへと減らしました。また、特定健診の審査等事業費は前年度から43万円減20%減の173万円となりました。健康増進事業委託料は前年度から207万円減12.5%減の1444万円、この1年間医療機関に受診しなかった優良被保険者記念品の受け取りも3割減少しています。病を未然に防ぐ予防を大切としながら令和5年度決算では予防事業がむしろ後退しているという状態が見られます。そしてもう1点ですね、国民健康保険料についてもお話ししたいと思います。町は今年度の国保審議会の中で国民健康保険料の見直しのためにですね年度途中にもう1回会議を開きたいと町長が提案しております。このように、おそらく値上げに向けて差し迫った状況であるにも関わらずその緊迫感は議員には説明されることはありませんでした。現状は明らかにして議論すべきだと思います。最後の点は町の介護を担う人材が確保できたかということです。町が社会福祉協議会に委託している訪問介護の利用者は月平均してですね介護報酬対象となる方が13名、介護予防の方が3.7名、居宅障害の方が1.6名というご答弁でありました。しかし町内で令和4年度中に要介護要支援の認定を受けた279人のうち実に177人63%のものが認知症高齢者の日常生活自立度2以上の高齢者でした。つまり認知症をお持ちの方ということです。このうち着替えや食事、排せつ等に介護を必要とする自立度3以上の方が80人おられます。この訪問介護の利用者数が十分な量のサービスを提供しているということになるかは私にはにわかに考えづらいのです。また社会福祉協議会では休日や夜間の電話相談体制がなく高齢者の皆様は不安の中で週末は週のあくのを待っているというお話を伺います。また地域包括支援センターでは相談件数が近年急増しています。しかし資格を持つ方の確保に困難を抱えている実態もわかりました。保健士さん、ケアマネジャー、介護福祉士などなど全国的に人材が不足しているという状況だからこそ東栄町は多額の公金を投じてハコモノ事業を行うのではなく町の介護を担う人材を確保するために処遇改善こそするべきではなかったでしょうか。ひだまりプラザを新築してもそこで働くケア労働者がいなければ町の福祉は後退してしまうそのことを訴えまして反対討論といたします。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成討論はありますか

西谷議員。

6番(西谷賢治)

国民健康保険特別会計の5年度決算認定について賛成の立場で討論致します。保険業務に関わります各事業での資金の使われ方やその実務そのものは適正に執行されていると私は評価致しております。今回の決算については認定されて良いものだと判断し賛成いたします。一方で

収支の全体をみると一般会計からの繰入もある中で1億200万円ほどの基金から1,300万円を取り崩しておる状況でありまして決してこの額は少なくない状況だと考えます。健康保険の被保険者の人数も昨年だけで705人から52人の減少という数字も報告されております。少子高齢化もありますが、保険料収入の減少は同時に進んでいきますので現状もよく対処して頂いておる中ではありますが予防医療のさらなる充実をお願いしたいと思います。県との連携をうまく進めて頂いて今後の運営に注意をして頂く必要はあると思いますので、執行部にはご努力お願い頂く旨を申し添えて賛成の討論とさせていただきます。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより認定案第2号の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。原案のとおり本案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

はい、起立6名です。賛成多数です。

よって認定第2号は原案のとおり認定されました。

----- 認定案第3号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第4、認定案第3号「令和5年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより認定案第3号の件を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり本案を認定することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め認定第3号は原案のとおり認定されました。

----- 認定案第4号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第5、認定案第4号「令和5年度東栄診療所特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

西谷議員。

6番(西谷賢治君)

東栄診療所特別会計の令和5年度決算認定について反対の立場で討論致します。本会計の赤字額は1億円を超えております。当然ですけれどもこの町の財政状況を鑑みれば1億円以上の一般会計からの繰入は非常に大きな負担でございます。救急等、入院及び人工透析治療を7人の常勤医師で維持していた当時でも1億円を超える繰入を必要とすることはなかったと思います。しかしながらこの診療所の現在の診療科目と訪問看護診療を維持することは現在の収支かられば必要な負担であるということも承知しうるところでございます。反対の理由は赤字額にかかわるものではございません。先の決算委員会での答弁から感じられることは町の医療、福祉を担う立場にも関わらず施設利用者からの切実な要望である冬季の暗い施設前通路の照明の暗さへの対応、車いす利用者には危険も伴う施設前の軽微な段差の解消にも後ろ向きの姿勢では全く評価ができません。又、有能な看護師の流出にも歯止めがかかっていない状況である話も聞いております。先の議会の中で看護師らの退職理由については自己都合によるものとし、その対応についても姿勢が大変よくないという判断を感じております。原因究明や問題解決に向けた努力が垣間見られなかったことも問題に感じます。訪問看護診療を拡充していかなければならない今後においても必要不可欠な人材であり、その維持確保はとても重要なものとなっております。退職に結びついてしまう問題への対処にも評価ができません。金銭的な面では予算に従い執行されており大きな問題のない決算の数字でございますが、診療所の運営の全体を見たとき評価できない部分が多いため議会としても認定すべきではないと考えます。以上です。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成討論を求めます。

賛成討論ですか。

（「反対討論」の声あり）

交互ですから。

賛成討論は。

村本議員。

7番（村本敏美君）

東栄診療所の決算審査というものは予算が議決した趣旨と目的に適切にまたは効率的に執行されているかどうか、それによってどのような行政効果が発揮できたかそれから見て今後の行財政運営においてどのような改善、工夫をなさるべきかということ審査する場だというふうに思っております。先ほど委員が言われたように正面玄関の落差とかそういう点につきましては、予算があってそういう工事が執行されるということでございます。本令和5年度の予算にはその予算が載っておりません。決算の認定という趣旨ではちょっと違うのではないかと考えております。東栄町の一般会計から1億円以上の資金が繰り入れられているということは私たちも十分承知しておりますけれども、東栄町民の安心安全を確保するためにも今後とも、診療所には努力をしていっていただきたいという立場で賛成を致します。

議長（加藤彰男君）

はい、浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

日本共産党浅尾もと子でございます。東栄診療所特別会計の決算の反対の立場で討論致します。反対する理由はですねまさに東栄診療所の行政としての効果に大きな疑問を持つからです。東栄診療所の患者の減少と患者に冷たい診療所の作りになっているということについて討論致します。東栄診療所の特別会計の決算は歳入が3億6,082万円、歳出が3億4,178万円でありました。依然として1億円を超える一般会計からの繰入で運営を支えています。しかし大きな金額の決算額を通じてですね住民の満足は得られていないという点お話ししたいと思います。まず東栄診療所の外来患者数の減少です。令和5年度の患者数は23,390人前年度の旧東栄医療センター含む患者数から1,602人6.4%も減少しました。今議会で診療所事務長は「外来患者の減少、診療所離れの原因について人口減少と答えつつ細かく分析していない」旨答弁しました。しかし患者数の減少幅は同時期の東栄町の人口減少率3.3%を大きく上回っており、私は町の人口減だけが原因だと片付けられないと思います。私は複合施設ひだまりプラザの構造や診療所の接遇の一部に患者や利用者の要望に寄り添わない冷たい対応があることが影響していると考えます。以下3点指摘いたします。先ず診療所として新築にもかかわらず医療機関にとって異常な段差を張り巡らされた駐車場の改善が一刻も早く行なわれるべきだと考えます。2点目冬場診療所から薬局までの通路は真っ暗で患者さんから明かりをつけてほしいとの声が寄せられます。薬局が自ら設置した簡易なセンサーライトでは不十分です。一方の職員用駐車場には明るい照明を設けまた照明付きの屋根まで備えています。患者の皆様は診療所が職員の安全に配慮する一方で患者の安全には配慮しないというダブルスタンダードを日々目にするのではないのでしょうか。高齢者や障害をもった皆さまは暗闇で転倒すれば入院や施設の入所のために住み慣れた地域での生活を失ってしまうことそのことを本当に恐れています。村上町長はこの切実な不安の声になぜ耳を傾けずにいられるのか不思議でなりません。3点目は個人情報保護のため診療所待合での氏名の呼び出しをやめてほしいという患者の声に応えないことです。町は名前を読み上げることで呼ばれても気づかない人に周りの人が知らせてくれると利点を答弁しましたがそれはサービス提供者である町にとっての利便性であり患者の皆様のためのものではありません。答弁に本当に驚きました。厚労省のガイドラインでは氏名を呼ばれたくない患者さんについてこう書いています。「患者の希望に応じて一定の配慮がすることが望ましい」としています。例えば佐久間病院など他の医療機関では受付番号で呼び出すなど対応しております。町内には重篤なご病気を抱える方、精神疾患に苦しむ方、重い障害のお持ちの方など様々な条件の患者さんがおられます。皆さんの心に寄り添わない東栄診療所は医療機関としてどう評価されるか考えて頂きたいと思います。診療所では丹羽美和子先生はじめ医療従事者の皆様が懸命にご尽力されています。しかし東栄診療所の現状は患者にやさしくない町を象徴する施設となってしまっています。患者さんが離れるのは残念ながら当然と言わざるを得ません。日曜外来の休止、3年度連続の診療所長の突然の退職もありました。今後経営収支が振るわなければ診療科の削減のあるのではないかと不安が拭えません。私は東栄町が患者を

獲得する努力、患者の満足度を高める努力、患者に寄り添う努力を尽くさずにさらに医療の後退に向かう決算に反対いたします。

議長（加藤彰男君）

他に討論はよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

以上で討論を終わります。

これより認定案第4号の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり本案を認定することにご賛成の方の起立を求めます。

はい、着席してください。起立5名です。

賛成多数、異議なしと認め認定第4号は原案のとおり認定されました。

----- 認定案第5～10号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第6、認定案第5号から日程第11、認定案第10号までの令和5年度各財産区特別会計6案件を一括として議題といたします。

これより6案件についての討論をおこないます。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより認定案第5号から第10号の件を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり本案を認定することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認めます。第5号から第10号は原案のとおり認定されました。

----- 認定案第11号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程12、認定案11号「令和5年度東栄町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党浅尾もと子でございます。認定案第11号東栄町簡易水道事業特別会計決算認定に反対の立場で討論を行います。今回の決算は公営企業会計化してから1年が経過し初めての決

算となりました。決算を見ますとこれまで町の特別会計であったことからですね、見られなかった科目が目につくようになりました。固定資産の減価償却費、国等の補助金にかかる長期前受金戻入という2つの会計科目が会計全体のバランスを大きく変えていることがわかります。水道3事業の影響収入は8,727万円だったのに対して営業費用として新たに追加された減価償却費は2億5,871万円に達します。そして営業外収益となる長期前受金戻入は1億2,134万円であります。この2つの項目をですね、残る償却期間まで毎年1年ずつ予算化していくという会計手続きが生じます。このうち、より高額である減価償却費の分だけ事業は赤字となり一般会計からの繰入を増やすことにつながると考えます。町は公営企業会計化して初の決算ですね、水道事業の今後の老朽化した機器の更新の目途など明らかにしておりません。しかし私は町の答弁から大幅な水道料の値上げに舵を切ることを大変懸念しております。しかし簡易水道では老朽化などによって全体の水道水の60%、年間46万 m^3 もの水道水が流失しているという決算報告であります。漏水対策が尽くされるということは当然にもっとも急がれるべきことであります。監査委員は審査報告の中で特別会計は独立採算の原則にそった事業運営に努めるべきだと記しておりますけれども、公営企業会計化したとしてもこの簡易水道、特定環境保全下水道事業、農業集落排水事業などですね到底独立採算などと呼べる状況にはありません。むしろ不採算の地域だからこそ水は営利事業としてではなく町民の命を守る福祉の事業として経営努力を尽くさず安易な値上げに向かうことなく今後も運営されるべきと考えますので私は今回の決算に反対いたします。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成討論ありますか
村本議員。

7番(村本敏美君)

議長7番。認定案11号の件ですけれども12号、13号にも関連してくると思っております。先ほど浅尾議員が言われたように令和5年度から地方公営企業法により公営企業会計というふうになっております。まず東栄町の地形、面積、町民の分布をみて頂きたいと思えます。人口減少に伴う給水人口の減少、設置後40年を過ぎた配水管または計器類12か所ある浄水場これらを更新し管理しながら町民の皆さんに安心安全な水道水を供給するには料金収入だけではどうにもなりません。一般財源からの繰入は必要不可欠だと思っております。先ほど料金値上げのことを述べられましたけれども、いま現在は新城以北で東栄町の水道料金は一番安いと聞いております。これを値上げしてやるとなればちょっと0が1つ多いぐらい値上げしなければ水道として経営が成り立たないと思っております。東栄町の皆さんに安心安全な水、蛇口をひねれば水が出るというようなことを給水管の更新それから機器等の更新を厳しい予算でありますけれどもそのような中から捻出して頂いて町民のための水道事業簡易水道事業を行って頂きたいということで賛成といたします。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより認定案第 11 号の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり本案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

着席ください。起立 6 名です。起立多数です

認定第 11 号は原案のとおり認定されました。

----- 認定案第 12 号 -----

議長（加藤彰男君）

このまま日程第 14 認定第 13 号の決算認定まで続けますのでいいですか。よろしいでしょうか。

次に日程第 13、認定案第 12 号「令和 5 年度東栄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

日本共産党浅尾もと子でございます。認定案第 12 号特定環境保全公共下水道事業特別会計決算認定について反対いたします。反対の理由は認定案第 11 号簡易水道事業特別会計決算認定で述べた通りです。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成討論はございませんか。

村本議員。

7 番(村本敏美君)

7 番。先ほども申し上げましたように認定案第 11 号、12 号は関連しておりますので先ほど述べたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより認定案第 12 号の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定です。

原案のとおり本案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

着席してください。起立 6 名です。

賛成多数です。認定第 12 号は原案のとおり認定されました。

----- 認定案第 13 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 14、認定案第 13 号「令和 5 年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

日本共産党浅尾もと子でございます。認定案第 13 号令和 5 年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について反対の立場で討論致します。反対の理由は認定案第 11 号簡易水道事業特別会計決算認定で述べた通りです。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で討論を終わります。

これより認定案第 13 号の件を起立により裁決いたします。本案に対する委員長の報告は認定です。

原案のとおり本案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

着席してください。起立 6 名です。

賛成多数です。認定第 13 号は原案のとおり認定されました。

ここで 1 時間過ぎましたので休憩いたします。

再開は 11 時 10 分です。

----- 議案第 40 号 -----

議長（加藤彰男君）

それでは議事に戻ります

次に日程第 15、議案第 40 号「東栄町個人番号の利用等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

議案第 40 号東栄町個人番号の利用等に関する条例の一部改正について反対いたします。本議案は町の各種医療費助成こども医療費ですとか母子家庭医療費、障害者医療費などの助成制度です、マイナンバーカードを使用できるようにするための変更であると伺いました。この変更は政府の方針にかかるものであります。しかし私はトラブル続きのマイナ保険証の拙速な導入を止めたいとそのような思いから国民の声をよく聞いてから導入の是非を検討するようこ

の東栄町議会から求めるために反対したいと思います。今医療機関を受診する患者さんは現行の保険証が廃止される12月2日を前に、マイナ保険証がないと医療機関に受診できなくなるというなどの誤った不安を寄せておられます。政府が、現行の保険証発行されなくなります、マイナンバーカードをご利用くださいとポスターやチラシなどで宣伝しているからです。しかしそもそもマイナンバーカードを作るかどうかはその方の任意であります。政府は現行の保険証を廃止した後、マイナ保険証を持たない人には資格確認証を全員に交付するとしています。マイナ保険証を持つ人には自分の保険情報が正しく紐づけられているかを確認するために資格確認証とは別に資格情報のお知らせという書面も配布するといいます。この資格確認証、資格情報のお知らせそのどちらも、保険資格について保険証と同じ内容が記載されます。つまり保険証を廃止しても同様のものを配布するわけです。私はこのような支離滅裂な施策には自治体や議会がおかしいと声を上げるべきだと思います。私はここでマイナ保険証の問題点を2つご紹介し反対討論といたします。まず1点目は昨日19日付の共同通信が報じているようにトラブル続きだからであります。全国の開業医らでつくる全国保険医団体連合会のマイナ保険証に関する調査の中間集計結果では、回答した12,442の医療機関のうち実に69.7%にあたる7,134のクリニックや病院で今年5月以降に不具合を経験していることがわかりました。端末で読み取れない、読み取った名前や住所が不正確であったり他人の情報が紐づけられていたという回答155医療機関であったといいます。東京新聞は保険資格が確認できず一旦患者に医療費の10割負担を求めたケースが669の医療機関で少なくとも974件あったと報じています。いくら政府の方針とはいえ現行の保険証の発行廃止まで3か月を切った今、自民党の総裁候補の林官房長官がマイナ保険証の一本化のスケジュール見直しまで言及していますように私たちも一旦立ち止まるべきだと思います。2点目は国民の世論です。17日付の新潟日報デジタルの記事を紹介して終わります。全国18の地方紙はマイナンバーカードに保険証機能を持たせたマイナ保険証に関する合同アンケートを実施した。現行の保険証を残してほしいという意見が全体の8割を超え、不安やいろんな根強い現状が浮かんた。以上お伝えしまして反対討論といたします。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成討論ありますか。

岡田議員

1番(岡田浩二君)

東栄町個人番号の利用等に関する条例の一部改正について私賛成の立場で討論致します。この条例の主たる改正理由は委員会討論もご説明がありましたけれども、マイナンバーカードを活用したデジタル化の取り組みを推進するために開発した自治体医療機関等をつなぐ情報連携システム、いわゆるこれPMH、パブリックメディカルハブという先行実施事業に採択されたことで条例に規定する必要があるからというふうに理解しております。この条例の一部改正には特定個人情報を取り扱える範囲が広がる事務的メリットがございます。その反面使用目的は制限されており、マイナンバーを含む特定個人情報は厳重な管理が必要とされており現在もしっかり管理されておるというふうに聞いております。つきましてはマイナンバーを含む特定

個人情報取り扱う際には漏洩や紛失等防止しつつ適切な管理を行うための安全管理措置を確実に実施することをお願いし議案第 40 号に対する賛成の討論とさせていただきます。以上です。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより議案第 40 号の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

原案のとおり本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

着席してください。起立 6 名です。

賛成多数です。議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 41 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 16、議案第 41 号「東栄町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

日本共産党浅尾もと子です。議案第 41 号東栄町国民健康保険条例の一部改正について反対いたします。今回の改正はマイナンバーと保険証の一本化にかかるものであります。マイナンバーの事業推進について議案第 40 号で述べました通り反対の立場を表明して討論といたします。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成討論ありますか

桜井議員。

4 番（桜井孝憲君）

国民健康保険条例一部改正賛成の立場で発言させていただきます。政令によりマイナンバーカードと被保険者の一体化による係る改正国民健康保険証の施行期日が令和 6 年 12 月 2 日に定められたことによる対応なので賛成いたします。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより議案第 41 号の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

原案のとおり本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

着席してください。起立 6 名です。

賛成多数です。議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 42 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 17、議案第 42 号「愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

議案第 42 号愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について反対いたします。反対の理由は議案第 40 号で述べた通りです。

議長（加藤彰男君）

他に討論はございませんか。

佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

2 番佐々木一也です。議案第 42 号愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について賛成の立場で討論します。この規約の変更は現行の被保険者が令和 6 年 12 月 2 日以降から発行されなくなるための変更で、マイナンバーカードとの一体化に伴い行なわれるものです。今回のこの規約の変更点は被保険者証及び資格証明書という文言を資格確認証という改める字句の変更であり関係する住民の皆さんに不便がかかるわけではありませんので賛成します。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより議案第 42 号の件を起立により裁決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

原案のとおり本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

着席してください。起立 6 名です。

賛成多数です。議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 43 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 18、議案第 43 号「令和 6 年度東栄町一般会計補正予算第 4 号について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

日本共産党浅尾もと子です。議案第 43 号一般会計補正予算第 4 号について反対の立場で討論を致します。今回補正予算に含まれていますのは、落雷被害のあったとうえい温泉の修繕にかかる 800 万円又ボイラ一定期点検等業務委託料 134 万円こちら含まれておりますが、これについて反対の理由を述べたいと思います。とうえい温泉の修繕費です。とうえい温泉にかかる支出が令和 6 年度の予算額で温泉施設費ですね、3,623 万 3,000 円となります。当初予算で修繕費として出していたのが 1,524 万 7,000 円であったことからしますと大幅に超過しております、すでに令和 5 年度の決算額 3,453 万 7,000 円を上回っております。施設の老朽化は深刻な事態となっています。しかし町はこの議会でも更新時期が過ぎた機器がどれだけあるのかそれらを修繕すればいくらかになるのかそういった情報を出そうとはしませんでした。これはとうえい温泉をですねトラブルなく運営していくという責任を欠いていると私は考えます。温泉が休業となれば温泉で働く労働者やテナントの事業者、お客様にかかる信頼問題に繋がります。もはや大規模改修なしに漫然と修繕を繰り返すことは許されないとそのことを申し上げて反対討論といたします。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成討論ありますか
伊藤議員。

5 番(伊藤真千子君)

議案第 43 号令和 6 年度東栄町一般会計補正予算第 4 号について賛成の立場で討論します。今回の補正予算は一般会計 3,553 万円を追加し補正後の予算総額を 43 億 4,950 万 8,000 円とするものであります。公共施設の整備として 965 万 2,000 円の計上のうち、とうえい温泉の修繕と定期点検業務委託料として 934 万円計上されました。今回の修繕は落雷によるものであります。落雷は対応していてもいつどこで起こるか分からないということで、先日設楽町役場でも落雷が落ちました。避雷針はしっかり整備してあったのに落雷が落ちたということはありますので、いつどこで起こるか分からない修繕でありますので修繕に関しては、落雷に関しての修繕はあまり関係ないと感じます。あと、とうえい温泉は老朽化も進んでいるため、突発的な機械の故障などによって運営ができなくなり臨時休業を余儀なくされ苦情も頂いておりますので、臨時休業を行わない為にも定期点検業務料委託を併せて計上を行い町内外の人たちの憩いの場、雇用の場、町の収益の場でもある施設を大切に活用していきたいと思います。また今回保育園と市町村立学校のネットワーク関係、中学校の備品、機械器具備品など導入する経費として 44 万 3,000 円計上されています。これによって子供たち保育園児快適な環境が確保されたのではないのでしょうか。また、元気な賑わい創出事業補助金、起業家支援補助金、地域おこし協力隊業務委託料、合計 229 万 5,000 円計上され地域の雇用創出や観光振興に大きく貢献していると思われます。新型コロナ接種費補助金 1,122 万 6,000 円の計上であります。今回コロナワクチン接種は今まで無償でありましたが、今回から新型コロナワクチンを接種希望される高齢者の方は

1人当たり1万5,300円かかる費用のうち2,000円を負担していただくことになり、残りの経費は国、町での負担をするための計上であります。また個人住民税の定額減税を補足する調整給付金は、10月末で調整給付金の期限が切れてしまうため再度見直しを行った結果支給する方の確認ができたための460万円を計上するなど、今回の補正予算は地域全体の活性化につながり住民の皆さまが生活していく上で重要な予算と考え賛成いたします。以上です。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより議案第43号の件を起立により裁決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

原案のとおり本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

着席してください。起立6名です。

賛成多数です。議案第43号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第44号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第19、議案第44号「令和6年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第2号について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

日本共産党浅尾もと子でございます。議案第44号国民健康保険特別会計補正予算第2号に反対の立場で討論いたします。今回の補正予算に含まれている訪問介護事業運営委託料399万5,000円について反対の立場を表明したいと思います。今回のこの予算はですね、町が社会福祉協議会に委託している訪問介護事業の実施にあたりサービス管理責任者1名を採用するその人件費等ということでご説明がありました。またこの方は引き続きのための増員であり、介護サービスの拡充を意味しないということもお話を伺っております。私が問題だと感じているのがこの事業の補正前の予算額が0円であったことです。新たな支出項目である3項4目居宅サービス事業費を新たにつくることとなった経緯を町が補正予算提案時に議会に明らかにしなかったことは問題だと思うのです。9月6日に私が情報公開請求で入手しました町の契約書ではですね、令和6年度の居宅サービス部門業務委託契約書によりますと、この事業訪問介護事業並びに介護予防日常生活支援総合事業の第1号訪問事業の委託料は発生しないものとする記載されておりそういった契約になっておりました。無償だった契約を有償に変えるという大きな変更を伴うものであります。町がこの補正予算が成立したのちに社会福祉協議会との契約を変更すると言います。そしてこの変更がされたあかつきには今後も訪問看護事業にあたって町が人件費等の支出を毎期継続的に行うものと考えます。町がですね、町内唯一の介護事業者、訪問看護事業者である社会福祉協議会へ支援を行うということは私自身は必要性があることだ

と考えております。しかしですね、そのための前提条件はオープンにして話し合われるべきだと申し上げたいんです。私はまるで議員に気づかれないように予算取りするかのようなこのようなやり方はやめて町民の皆さんに明らかにして納得してもらえる民主的なプロセスを尽くしてほしいそのことを申し上げ討論といたします。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成討論ありますか。

はい、佐々木議員。

2 番(佐々木一也君)

2 番佐々木一也です。議案第 44 号令和 6 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号について賛成の立場で討論といたします。今回の補正はマイナンバーと健康保険証の一体化に向けたシステム改修費として 66 万円、サービス管理責任者の退職を見据えた増員のための訪問看護事業運営委託料として 339 万 5,000 円を補正するものです。マイナンバーカードと健康保険料の一本化に向けた全国的な展開の仕方については個人的には否定的なこともあります。そうは言っても一体化に向けて進んでおり東栄町の町民のみなさんだけがこのシステムが使えないということになってはいけないと考えます。また、訪問看護事業運営委託料につきましても、サービス管理責任者が退職する前に増員をし業務の引継ぎなど行うことにより退職後にサービスが低下しないように事前の対策ができていると思いますので、この補正予算に賛成をします

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより議案第 44 号の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

原案のとおり本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

着席してください。起立 6 名です。

賛成多数です。議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 45 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 20、議案第 45 号「令和 6 年度東栄診療所特別会計補正予算第 1 号について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 45 号の件を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

原案のとおり本案を決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 46 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 21、議案第 46 号「令和 6 年度東栄町簡易水道事業補正予算第 2 号について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 46 号の件を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

原案のとおり本案を決することにご異議ありませんか

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 48 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 22、議案第 48 号「令和 6 年東栄町一般会計補正予算第 5 号について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

日本共産党浅尾もと子でございます。議案第 48 号令和 6 年東栄町一般会計補正予算第 5 号について反対の立場で討論を致します。町は 9 月 5 日に全員協議会の中で、豊川市にあるここの株式会社という事業者が東栄町内で来年 1 月障害者施設を開設する計画であるということと 2 枚の資料とともに議会に報告しました。同社は豊川市で障害者施設やその他アパレル事業などを多角的に経営していると伺いました。今回の補正予算では旧本郷保育園を改修するための費用として 1,105 万円を予算化する費用となっております。事業の目的は障害者の皆さんへの相談支援事業、生活介護、就労継続支援 A また就労継続支援 B となっております。事業計画では就労継続支援 B 型の工賃がですね、1 時間当たり 600 円と類似の事業所と比べ極めて高い水準となっております。この事業者が町内で開業され計画が実現されれば町内だけではなく郡内の多くの障害のお持ちの方ご家族に喜ばれる事業であると思います。ただ私はですね、営利事業であるということと福祉事業の両立がどのようにできるかということ、また設立数年の比較的新しい企業であることそして何より町が議会への提案のやり方をですね、あまりに急いでいるということなどを不安作用を持っております。町はですね、この計画を 9 月 5 日に初めて議会に明らかにしたわけなんですけれども、今年の 6 月には事業計画の概要版暫定版というですかね、そういったものを事業者から提供を受けていたということで、本日議会最終日の採決となりますけれどもそのわずか 15 日前まで議員に明かすことがなかったということは私

としては隠されていたという認識を持たざるを得ません。9月5日に初めて計画を知った議員は9月11日非公開の会議の中で事業者のお2人に来ていただいて説明会を行いました。時間は1時間あまりで限定されておりまして、議員は追加で質問することは許されず1回だけ質問ができたということになっております。また決算議会の会期中にあって豊川市で今運営されている施設に見学に行くこともかないませんでした。さらに町長は本日の議会最終日に追加することを求めておられましたが、私は議会の中で強く訴えてかろうじて9月17日の議会常任委員会での回数の定めのない質疑が認められたところです。そこで町から、質疑をしてですね分かったことがございます。それは町が事業者にですね、次の点について確認していないということです。1つは既存事業の収支であります。また職員の定着率、利用者の定着率、利用者やご家族の満足度、障害者権利条約についての学習の有無、虐待防止にかかる対応など町は全く確認していないということなんですね。さらに来月10月から工事に入ろうというのに町は旧本郷保育園の賃貸料も決めていないということです。特に障害者の人権を守る体制がどのようになっているかということを知ることは議員にとって大変重要です。ある町内の障害のお持ちの方にお話を伺いました。計画をお伝えしたところですね、その方はこうおっしゃいました「施設を作るんだったら議会は利用者の気持ちにたって事業所を何か所か回って話を聞いて1日でも体験してほしい、見てほしい」とそのように話されました。私は今回魅力的なお話だと思います。しかし最低限な情報も示されないまま、相談支援業務が途切れるということを理由になし崩し的に議決を急ぐという町のやり方に反対を表明したいと思います。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成討論ありますか。

村本議員。

7番（村本敏美君）

7番村本です。今、反対討論聞いて大変残念だなというふうに思います。来年の3月にはすぎのき寮が閉鎖され相談支援の窓口もなくなるということでございます。東栄町に身体障害者手帳のお持ちの方は200名以上おられるということを聞いております。その人たちのためにも空白の期間を設けてはいけない、いち早く対応をしないといけないという考えでおります。自身も9月5日に示された9月11日一般質問の後に業者の方に来ていただいて説明を受けました。民間事業者ということで多少心配する向きもありましたけれども、委員会の中でも言わせていただいたんですけれども、今すぎのき寮で障害者の皆さんの支援相談に乗っている方のお話を聞きました。何よりも東栄町に支援相談の窓口がなくなるのは心配されております。町で障害者の皆さんの相談に関わっていく、そういう意欲、ものを感じました。その方もここの株式会社を信頼して一緒に仕事をしていきたいというふうに言っていました。東栄町だけではなく豊根、設楽を含めた近隣の町村にもそういう相談の方がおったら積極的にやっていきたいというふうに言っていました。障害者の親御さんも大変高齢になってきており、今は鳳来のもくせいの家または新城のレインボーハウス等へ送り迎えをされている障害者の親御さんたちもいます。その親御さんも体調が悪くなったり病気になればその障害者の方のもくせいの家なりレ

インボーハウスに行けないということで、東栄町にこのような施設が出来ればバス等での通勤、通学というのも可能になる。東栄町にこのような施設が出来ればいいなというふうに思っております。はじめての事なので多少の心配は僕自身もあると思いますけれども、進めなければいけないということはやらなければいけないというふうに思っておりますので、この議案 48 号の件では賛成の立場で討論させていただきます。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。

これより議案第 48 号の件を起立により裁決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。

原案のとおり本案を決することに賛成の方の起立を求めます。

着席してください。起立 6 名です。

賛成多数です。議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 47 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 23、議案第 47 号「ガザ地区における人道上の危機的状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議案について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 47 号の件を採決いたします。本案に対する委員長の報告は原案に対する修正案の全会一致での可決です。

委員長の報告とおり修正案を決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、議案第 47 号は原案修正のうえ可決されました。

----- 意見書第 1 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 24、意見書第 1 号「ガザ地区における人道上の危機的状況の改善と速やかな停戦の実現を求める意見書案の提出について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

意見書案第 1 号ガザ地区における人道上の危機的状況の改善と速やかな停戦の実現を求める意見書案の提出について地方自治法第 99 条の規定による別紙意見書案を東栄町議会会議規則

第 13 条の規定により提出する。令和 6 年 9 月 20 日提出。提出者東栄町議会議員浅尾もと子、賛成者東栄町議会議員岡田浩二、賛成者東栄町議会議員佐々木一也、東栄町議会議員櫻井孝憲、東栄町議会議員伊藤真千子、東栄町議会議員西谷賢治、東栄町議会議員村本敏美であります。案文を読みまして提案とさせていただきます。ガザ地区における人道上の危機的状況の改善と速やかな停戦の実現を求める決議案。イスラエルとハマス等のパレスチナ武装勢力との間では武力衝突と停戦が長年にわたり繰り返されています。昨年 10 月 7 日のハマス等によるイスラエルに対する攻撃が発生しガザ地区での戦闘が始まってからすでに 11 ヶ月が経過した。戦闘が長期化する中で幼い子供や女性、高齢者を含む多くの民間人が犠牲となっておりガザ地区は人道上の危機的状況にある。東栄町議会はガザ地区全土における軍事作戦に反対するとともに、人質を解放し人道支援活動が可能な環境が確保されるよう即時の停戦を求めるとともに、持続可能な停戦につながるよう強く期待する。国に対しては人質の解放と停戦が実現するよう関係国とも緊密に連携しつつ、国際連合安全保障理事会や G 7 の一員として環境整備に取り組むとともに、引き続きガザ地区の人道上の危機的状況の改善事態の、ジタイの漢字が間違っております、早期の沈静化のために格段の外交努力を払うよう強く求める。ここに、令和 4 年 3 月ロシアのウクライナの進行に対する決議を採択した東栄町議会として平和を願う町民とともに一刻も早い戦闘の終結を求める。以上地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。令和 6 年 9 月 20 日、愛知県北設楽郡東栄町議会。提出先、内閣総理大臣、外務大臣。以上、よろしくご審議ください。

議長（加藤彰男君）

提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより意見書第 1 号の件を採決致します。なお今字句の訂正がありましたので、字句の訂正を含めてということでご理解をお願い致します。

字句の訂正を含め原案の通り本案を決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、意見書第 1 号は字句の訂正の上原案の通り可決されました。

----- 意見書第 2 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 25、意見書第 2 号「定数改善計画の早期策定実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書案の提出について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

櫻井議員。

4 番(櫻井孝憲君)

意見書第2号を説明致します。意見書第2号定数改善計画の早期策定実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書案の提出について。地方自治法第99条の規定により別紙意見書案を東栄町議会会議規則第13条の規定により提出する。令和6年9月20日提出。提出者東栄町議会議員櫻井孝憲、賛成者東栄町議会議員岡田浩二、東栄町議会議員佐々木一也、東栄町議会議員浅尾もと子、東栄町議会議員伊藤真千子、東栄町議会議員西谷賢治、東栄町議会議員村本敏美。案文を読みまして提案とさせていただきます。定数改善計画の早期策定実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書案。未来を担う子供たちが夢や希望を持ち健やかに成長していくことはすべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子供たちの健全育成に向けて日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子供たちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子供も多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保していないなど課題にも直面している。本年度政府予算において小学校における高学年の教科担任制の強化や、35人学級の計画的な整備のための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子供たちの健やか成長を支えるための施策としては不自由なものと言わざるを得ない。少人数学級は地域保護者からも一人一人の子供にきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応しすべての子供たちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定実施が不可欠である。また、子供たちが全国どこで住んでいても均等に一定水準の教育が受けられることが憲法上の要請である。しかし三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の1つである。よって、貴職においては来年度の予算編成にあたり定数改善計画の早期策定実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算の確保されるよう強く要望する。以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和6年9月20日、愛知県北設楽郡東栄町議会。提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。よろしくご審議ください。

議長(加藤彰男君)

提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり。)

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。

これより意見書第2号の件を採決致します。

原案の通り本案を決することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

異議なしと認め、意見書第2号は原案の通り可決されました。

----- 議案第49号 -----

議長（加藤彰男君）

今は時間の方はお昼近くなっていますがこのまま続けますのでよろしくお願いいたします。
傍聴の皆さんもよろしくお願いいたします。

次に日程第26、議案第49号「東栄町体験交流館のきやま学校改修工事請負契約について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第49号東栄町体験交流館のきやま学校改修工事請負契約について。次の通り請負契約を締結したいので、東栄町議会の議決を付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。契約の目的、東栄町体験交流のきやま学校改修工事。契約の方法、指名競争入札。契約金額、1億2,980万円。契約の相手方、愛知県新城市城北1丁目1番地5、松井建託株式会社、代表取締役社長加藤栄志。1枚めくって頂いて参考資料ですけれども、予定価格につきましては税込みで1億3,218万7,891円、指名業者については9社で、参加されたのは記載の2社となっております。契約期間につきましては議会の議決を得た日から令和7年3月28日までとなっております。説明は以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

のきやま学校の改修工事請負契約についてお尋ねいたします。以下6点ですね、お伺いいたします。まず今回の契約の指名競争入札が行われたということなんですけれども、町は9社を指名しております。指名業者9社の名称とそれぞれの入札価格を伺います。2点目資料には工事概要という欄ですけれども教室棟、管理棟、その他外部周り空調設備、消防設備とあります。それぞれの工事の工事費予定額を伺います。3点目は入札時の予定額1億3,218万7,891円であったということであります。税込みですね。この金額は今年度に予算化した当初予算の額1億5,064万8,000円から1,846万109円の大きな減額となっておりますが、差額が生じている主な理由をお伺いしたいと思います。また今年3月議会に配布した事業計画の後に生じた変更点をお伺いいたします。4点目はのきやま学校の趣旨についてです。のきやま学校の来場者

数は令和５年度に大きく減少したと伺いました。町が総務省に提出した施設整備計画の収支試算によりますと整備前の現状事業収入は 173 万円、支出は 463 万円でありました。事業収支計画の実現性にかかわる重要な事項として令和５年度の収支をお伺いいたします。５点目は町が総務省に提出した同事業の備品整理計画についてです。そこではプロジェクター、スクリーン、web カメラ、スピーカーフォン、モニターを各 3 台ずつ、デスク 20 台、椅子 40 脚、プリンターシュレッダーを各 2 台合計 253 万 3,001 円で購入するというものでありました。変更点がありましたら具体的に伺います。６、今年３月の文章ではこのように書いています。施設整備と並行して利用料金や具体的な事業展開等の検討を指定管理者関係機関とともに進めるとしておりました。進捗をお伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まず１点目入札参加者の名称と入札金額でありますけれども、業者の名称ですけれども、松井建託株式会社、三河建設工業株式会社、戸倉建設株式会社新城営業所、小笠原建設株式会社、株式会社筒井工務店、株式会社鈴木工務店、株式会社波多野組新城営業所、株式会社田中組、株式会社鳥居工務店。それで入札金額ですけれども、まず１回目の札ですけれども松井建託株式会社が税抜きで１億 2,650 万円、三河建設工業株式会社が１億 2,900 万円、他の 7 社の方は辞退させております。２回目の入札ですけれども、松井建託株式会社が税抜きで１億 1,800 万円、三河建設工業株式会社は辞退されております。２番目の、それとそれぞれの項目ごとの工事費はということですけれども、予定価格ベースですと教室棟が約 8,892 万 1,000 円、管理棟が約 1,854 万 8,000 円、その他倉庫等の解体が 99 万 2,000 円、あとは共通仮設費、現場監督費等の経費が 2,372 万 7,000 円となっております。あと予定価格と当初の予算額との解離がある部分ですけれども、こちらは主に作業場といいまして昔の小学校でいいですと給食棟を、給食を作っていた建物になるなんですけれども、そちらと講堂棟に関係する渡り廊下の解体をなくしたことによって予算額と予定価格の差が生まれております。あとはのきやま学校の収支ですけれども、まだ５年度の指定管理者の自主事業分の報告を頂いておりませんので、支出としましては指定管理料と協力隊の委託料、約 712 万円の町側の支出となっております。最後に備品の整備計画ですけれども現状は計画通りに進めていく考えでおります。最後利用料金等の見直しですけれども、これら細部について検討していきたいと考えでおります。以上です。

議長（加藤彰男君）

このまま続けます。よろしいでしょうか。

浅尾議員。

３番（浅尾もと子君）

はい、ご答弁頂きました。中で１点私がかうまく聞き取れなかった部分があるのでお伺いする

んですけれども、工事概要の中ですね、空調設備というものについて具体的にどういうものかというのはお答えなかったように思います。具体的にはエアコンの設置を意味するのかその金額について教えていただきたいと思います。それが1点ですね、併せて入札の競争性ということでお尋ねしたいと思います。今回町は9社の事業者を指定したんですけれども入札に実際に参加されたのは事業者は2社でありました。さらに1社は1回目の入札でもう辞退されてしまつて2回目は参加されないと、1社だけが参加した入札でその1社が落札したというものなんです。これで競争性が担保されたといえるのでしょうか。私自身は大変疑問に思っています。併せて落札率が何%であったかお示しいただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

いいですか。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

空調設備についてはエアコン設置だと認識しております。ただ金額については急に言われてちょっと手持ちの資料がありませんのでお答えはできません。あと入札の競争原理ということなんですけれども、9社を指名して2社参加しております。ですので競争原理は働いているものと考えております。あと落札率ですけれども98.19%となっております。

議長（加藤彰男君）

はい、浅尾議員。3回目です。

3番（浅尾もと子君）

はい、ご答弁頂いたんですけれども、この空調設備というのはエアコン設置だということで理解しました。しかしエアコンを設置するということは東栄町議会には一度も報告されたことがない新たな支出であります。やはりこの点大変問題だと思います。どのようなエアコンをどこに何機、いくらでつけるのかぜひご説明を議決の前に頂きたいと思いますが認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

先ほども答えさせて頂きましたけれども細かい手持ちの資料いま現在持ち合わせておりませんのでちょっと答えできない状態です。

議長（加藤彰男君）

他にございませんか。

佐々木議員。

2 番(佐々木一也君)

指名競争入札ということで名称があっているかわからないですけども、指名審査会というもので指名業者の方選定していると思うんですけども、その構成だとかどのようなことを審議しているのかどうやって指名業者を決定しているのか伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

指名審査会の構成ですけども副町長、教育長、総務課長あと関係する課長あと財政係こちらの方で構成しております。審査内容につきましては、町の指名基準こちらに照らし合わせて指名願いが出されている業者から選定をしております。また今回のようなちょっと前例のない工事につきましては、近隣市町村の過去に行った指名した状況や入札結果などを参考に審査をしております。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいでしょうか。

先ほどのエアコンの件は休憩とればわかりますか、資料ありますか。出ない。

以上で質疑を打ち切ります

続いて本案に対して討論に入ります討論はございませんか。

佐々木議員。

2 番(佐々木一也君)

2 番佐々木一也です。私は議案第 49 号東栄町体験交流館のきやま学校改修工事請負契約について反対の立場で討論します。この議案は令和 6 年 3 月第 1 回定例会で可決された今年度の一般会計予算の中の事業について、議会に対して請負契約締結の可否を求めるものです。今回の入札方法も指名競争入札で行われたわけですが、指名審査会を経て 9 社が指名されました。その結果 9 社中 7 社が辞退残った 2 社も 1 回目の入札が不調に終わり 2 回目で 2 社のうち 1 社が辞退し決定しました。私はこの事態が多いことに目が止まり、確認することができた令和 4 年度から現在までの東栄町における指名競争入札で行われた建築一式工事について調べてみると、いくつかある入札のうち 2 社が辞退しているのみで他は入札に参加していました。さらに詳しく見ていこうと思い愛知県内の似たような入札について確認をしました。ただこの議案を頂いてからの時間はかなり限られていたのでそこまで多く調べられたわけではなく、また集計に若干の誤りあることを予めご了承ください。まず東栄町を含め近隣の新城市、設楽町、豊根村の令和 6 年度の入札のうち、入札方式が指名競争入札、工事区分が建築一式工事についてどれぐらいが入札に参加したのか辞退したのかを調べてみると、新城市で入札公示が無効となっている業者が数社みられましたが、それ以外は調べた入札 17 件のすべてにおいて指名されたすべて

の業者が入札に参加しており辞退は1社もありませんでした。次に先ほどと同じように愛知県内の令和6年度入札のうち入札方式が指名競争入札、工事区分が建築一式工事である入札は全部で194件、そのうち予定価格が5,000万円以上の入札は24件ありました。この5,000万円というのは東栄町で議会の議決に付すべき工事契約の予定価格が5,000万円以上であることからその価格を参考値として考えました。この24件中指名された業者が入札に参加した割合が8割以上の入札が16件で、ほとんどの業社が辞退などをせずに入札に参加していました。24件中の残りの2割8件を確認してみると1つの入札案件に対して自治体が指名した業者数が一桁台9社以下ですね、その入札は今回の議案の入札を含めて2件だけでした。まとめますと愛知県内の令和6年度の入札のうち、入札方式が指名競争入札工事区分が建築一式工事の入札194件中予定価格5,000万円以上は24件、その内入札参加者率が2割未満は8件、そのうち指名した業者数が9以下の入札が2件と今回の入札は194分の2という稀な状態であることがわかりました。なぜ9社中7社が辞退した状態から始まるようなことになってしまったのか考えられることとしては、1つ目として予定価格が低すぎて見積もりが出せなかった。2つ目として工事内容が複雑または多岐にわたっており請け負いきれない、利益を見込むことは難しい。3つ目として指名業者を選定する指名審査会の指名基準に何らかの問題があったのではないかと。4つ目として入札方式が指名競争入札であり開札してみると結果9社中8社が辞退となっていることは裏で何かあったのではないかと嫌でも勘ぐってしまうことなどが考えられるのかなと思います。以上、のきやま学校の改修自体はすでに可決されていることですので最小の経費で最大の効果があげられるようにして頂ければよいのですが、その入札の方法や指名の方法、工事内容や積算方法など納得できない部分がありますので反対とさせていただきます。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました。賛成討論。

岡田議員。

1番（岡田浩二君）

私、議案第49号東栄町体験交流館のきやま学校改修工事請負契約に対し賛成の立場で討論させていただきます。この改修工事予算については先の3月議会でのきやま学校整備事業として、町の6年度主要事業として提案され可決されたものであります。議会として委員会の閉会中審査、調査も行い本日に至ってきたわけあります。ただいま落札率もある種適法な落札率になっておると私自身は感じております。業者が2社で競争入札の原理はしっかり成り立っていると私自身も思っております。入札に参加されたのが2社で9社から7社の辞退があったということが問題かといいますと特段にこれ問題があるのではなく、東栄町の契約基準にそってなるべく5社以上を選んで9社をもってして実際に参加したのは2社ということですので、このプロセスには何ら問題は無いとそんなふうに私は思っております。この建築改修工事が町内でできる業者がいなのは寂しいというようにも思いますが、新城市の業者が落札したことに少し安心はしております。9月6日付の東愛知新聞の入り口に掲示がされておりましたけれども、本事業に協力して頂いておる東栄町観光まちづくり協会がバイク部品販売の企業ですよね、と

観光パートナー協定を結んで地域の活性化や来場者との交流をこれから考えていくんだという記事が載っておりました。この整備事業をですね、ぜひとも成功させようというふうにする動き出しております。整備工事完了後の地域活性化と東栄町の増加を期待しまして議案第 49 号に対する賛成討論といたします。

議長（加藤彰男君）

他に討論ございませんか。

はい。浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

日本共産党の浅尾もと子でございます。ただいま議案になっております体験施設のきやま学校の改修工事契約を松井建託株式会社との間で 1 億 2,980 万円で結ぶ議案に反対いたします。まずですね、今議会今回の契約議案の上程までに改善が見られなかった点大変残念だと思っております。町はこの巨額の事業を行うにあたって基本構想など事業計画区詳しいものを町民に示すことはありませんでした。さらに今回の議会ではまた施設整備と並行して料金や具体的な事業展開などの検討をこれから検討という答弁もありまして、私たち議員はどんな事業が行われるかもわからないのに採決していくという事態になっております。そしてパブリックコメントは行わず今議会では住民説明会も行う予定もないと明確に答弁されました。私はこういった手続きはまちづくり基本条例に反する町民の理解と納得を無視した議案であると考えますので反対いたします。当該契約にあたってですね、町は入札公告を先月 8 月 20 日に行いました。しかしこの間に議会開会前に 2 回の議会運営委員会をもっているんですけども、町は議会運営委員会で議案が追加で出る可能性があるということを一切明らかにしませんでした。この議会での議案に対して初めて明らかにしたのは私浅尾もと子でございます。愛知県の電子入札システムで入札を行われた事実を知って一般質問で明らかにしたものです。村上町政では議員に対して議案を調査する質問を準備のための時間を与えず、また常任委員会での議論も避けて最終日に突然追加上程するというやり方本当に見慣れたものになっております。このようなやり方は町独自なものと考えております。事業者の方がこのように町民や議会に情報を隠してほしいと考えているとは到底思われません。ひとえに町の民主主義を無視した手続きが事業者の方と地域との信頼関係を傷つけているとそのように感じます。事業を振り返ってみますと疑念が数多く残されております。令和 2 年度の町の成果報告書によりますと、のきやま学校の教室棟、管理棟、今回改修工事を行う建物の耐震補強後の耐震性能はですねそれを表す構造評点という指標がございますけれども、そちらの評点は 1.04-1.14 であります。1.0 以上が一応大規模地震で倒壊しないとされる指標でありますので、本当に 0.4 ポイントしか差がないというギリギリの値であります。もともとの建物が古いために経年劣化で今後性能が悪化するということが当然想定され、これは町の指定避難所として十分な性能を有することは認めることはできません。また数多く町外からお見えになるであろう利用者の皆さんを守る責任も果たせないのではないかとそのように考えます。続いて町が総務省に提出している当該事業の収支試算によりますと事業の収入は現状値 173 万円から 2025 年度に 223 万円、26 年度に 323 万円、27 年度に 473

万円、28 年度に 67 万 3,000 円、29 年度に 923 万円とどんどん増えていく試算であります。しかしながら支出の項目はですね、27 年度までしか残念ながら記載がなかったんですけども、現状の 463 万円から 25 年度に 726 万円へと増加しましてその後 25 年 26 年 27 年度と 3 ヶ年は全く同じ額での試算となっており、売上が倍増しているのにも関わらず経費が全く増えないと消費税額も変わらないという奇妙な試算となっております。東栄町のような過疎自治体であってまた宿泊を伴わないリモートオフィスにどれぐらいの需要があるか、町はこの試算について実現が可能であるとの旨の答弁を行っていますが、私自身はそれはできるのであろうかと不安を持っております。今町内の地元事業者の皆さんがですかね、どれほど苦勞して運転資金を確保してみえるかそのことを思い描いて頂きたいと思うものです。さらに入札についてもですね、他の議員がご発言がありましたように競争性が十分に担保されたと言いつらいと思います。談合が一般競争入札よりも容易だといわれる指名競争入札を高額の契約にも関わらず今回選びました。指名 9 社のうち入札に応じたのはわずか 2 社、うち 1 社が途中で辞退 1 社だけが 2 回目の入札に参加し 1 社だけが入札したというそういった内容となっております。落札率 98.19%極めて高いですね。経済性を確保するために町がですね、事前に事業者に参加の意向を確認する、こういったことはもちろん認められているわけですからそのような努力を尽くさなかったということは町の怠慢だと思います。町の貴重な財政をですね圧迫しないように少しでも経済性を高めるという努力、ぜひ検討して頂きたいと思います。

議長（加藤彰男君）

他に討論よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

ここで総務課長より答弁の提出の申し出がありますので許します。

総務課長（伊藤太君）

すみません。先ほどエアコンの設置という話をさせて頂いたんですけども、この空調設備につきましては消防設備に関係する換気設備ということで理解して頂きたいと思います。エアコンの設置ではございませんでしたので、ちょっと訂正させていただきます。すみません。

議長（加藤彰男君）

はい、今の訂正がありましたので先ほどの質疑についてはその答弁というふうにしたいと思いますのでよろしいですか。

議長（加藤彰男君）

以上で討論を終わります。これより起立により裁決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

はい着席してください。

起立 5 名です。起立多数です。よって議案第 49 号は原案の通り可決されました。

----- 閉会中の継続審査 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 27、「議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを」議題といたします。

議会運営委員長から次回定例会の会期日程等議会運営に関する事項及び諮問に関する事項について会議規則第 73 条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります

閉会中の継続審査をすることにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認めます。

よって議会運営委員長から申し出の閉会中の継続審査を決定致しました。

----- 閉会 -----

議長（加藤彰男君）

ここで開会前に委員会等答弁の確認を確認しました。その点で総務課長から答弁の訂正の申し出がありましたので答弁訂正の確認をお願いいたします。ごめんなさい。福祉課長

福祉課長（亀山和正君）

開催前にありました答弁の関係ですが先の委員会におきまして答弁の字句の訂正お願いいたします。内容につきましては、シルバー人材センターからの配分金につきましては賃金割れする事例がありましたということで修正をお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。今の内容は福祉課長からは最低賃金割っていることがあったということで委員会答弁は訂正したいということです。先ほどの今日のところでは決議文のところを含めて字句の訂正それから先ほどの討論の訂正がありましたので、それから他の討論でも訂正もありましたのでその内容を含めて運営していきたいと思います。

以上で本定例会に付議されました案件はすべて議了致しました会期中の議員執行部さらに傍聴された皆さん含め町民の皆さんのご協力を心よりお礼申し上げます。

以上を持ちまして令和 6 年第 3 回東栄町議会定例会を閉会いたします。